

南幌町の情報公開・個人情報保護

令和5年度運用状況報告書

南 幌 町 総 務 課

【情報公開制度】

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度

情報公開制度とは、行政機関等の持っている情報を知りたいと思うときにだれもが自由に知ることができるようにすること。この知る権利を制度的に保障し、行政機関等の開示の義務づけを行う制度です。

本町の情報公開制度は、平成12年12月に制定し、平成13年1月から施行された「南幌町情報公開条例」に基づき実施されています。

2 情報公開条例の主な内容

(1) 前 文

住民の知る権利と行政の知らせる責務を明らかにし、地域住民と行政との協働関係の基礎とすることにより、住民による町政への積極的参加を推進し、町政に対する理解と信頼を深め、住むことの誇りと喜びをわかちあえる郷土づくりを目指すことを明らかにしています。

(2) 目 的

公文書の公開を求める権利を明らかにし、町政に関する情報について知る権利を保障するとともに、町政に対する理解と信頼を深め、町政への町民参加を一層推進し、町政の発展に寄与することを目的としています。

(3) 実施機関

公文書の公開を実施する機関は、町長、議会、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会です。

(4) 公文書

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、取得した文書、図画、写真及び磁気テープ等の電子媒体であって、決裁、供覧等の手続きが終了し、実施機関が管理しているものです。

(5) 公開請求権者

何人も公文書の公開を請求することができます。

(6) 公開してはならない公文書

①個人情報

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの

②法令秘情報

法令等の規定により公開することができないとされている情報及び法律の規定により公開してはならない旨の具体的な指示がある情報

(7) 公開しないことができる公文書

①事業活動情報

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより明らかに不利益を与えると認められるもの

②公共安全維持情報

公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

③国等協力関係情報

町の機関と国等の機関との間における協議、依頼、要請等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

④意思形成過程情報

町の機関内部若しくは機関相互又は町と国等との間における意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

⑤行政運営情報

町又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、目的を失わせ、公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(8) 公文書の存否に関する情報の取扱い

公開請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを明らかにするだけで、個人情報により保護される利益又は公共安全維持情報により確保される保護若しくは維持が当該公文書の公開をした場合と同様に害されることとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで公文書の公開の請求を拒否することがあります。

(9) 公開請求の手続

①公開請求の方法

公開請求をしようとするものは、必要な事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければなりません。なお、郵送、FAX、電子メールによる請求も受け付けることができます。また、身体的な理由で文書を作成できない方は対応する者が代筆します。視覚障害者等による請求は請

求者の利用しやすい請求で受け付けます。

②公文書の公開の決定等

公開請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に公開等の決定をし、速やかに書面で通知します。ただし、やむを得ない理由により決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として延長することができます。

③公開の実施

公文書の公開は、指定する日時及び場所において行います。ただし遠隔地に居住している請求者で郵送により交付して公開するよう請求した場合は、この限りではありません。

(10) 費用の負担

公文書の閲覧、視聴については無料ですが、写しの作成及び送付に要する費用は実費とし、請求者が負担しなければなりません。

(11) 行政不服審査法による不服申立て

公開請求者は、非公開決定等について不服がある場合は、当該決定をした実施機関に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができます。

不服申立てを受けた実施機関は、「南幌町情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、答申を得て、その答申を尊重して不服申立てに対する決定又は裁決を行います。

(12) 情報の提供

実施機関は、町政に関する情報を積極的に提供するよう努めます。

①会議の公開

町政運営の透明性を高めるため、附属機関及びこれに類するものは、会議を公開するものとします。ただし、審議内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験等に関する会議で公開することが適当でないと認められるものは公開できません。

②出資法人等の情報公開

町政運営の透明性を高めるため、実施機関のみならず、町の財政的援助を受け、町行政の補完的役割を果たしている法人等においても、一定の情報公開が行われる必要があります。

実施機関は、経営状況を説明する文書等の公開に努めます。

また、実施機関は、出資法人等が保有する文書で実施機関が管理していないものについて閲覧等申し出があったときは、出資法人等に対して当該文書の提出を求めます。

Ⅱ 公文書公開の実施状況

1 請求の件数及び処理内容

年度別の公文書公開の請求の件数及び処理内容は「表－１」のとおりです。

「表－１」 年度別公開請求の件数及び処理内容

(単位：件)

年度	請求 件数	公文書 件 数	処理内容					存否応 答拒否	公開率 (%)
			公開	一部 公開	非公開	不存在	取下げ		
H26	6	1 2	9	3					100.0
H27	5	3 3	1 6	1 7					100.0
H28	2	2	2						100.0
H29	1	1	1						100.0
H30	3	1 3	4	9					100.0
R1	1	2 3	2 3						100.0
R2	2	3 2	3 2						100.0
R3	3	1 9 2	1 9 2						100.0
R4	5	2 9 3	2 9 3						100.0
R5	3	3 4 9	3 4 8	1					100.0

※ 公開率とは、(公開件数＋一部公開件数) ÷ (公文書件数－不存在・取下げ・存否応答拒否件数) ×100 となっています。

2 実施機関及び所管別の状況

令和５年度においては、請求件数は３件で公文書件数が３４９件。実施機関別の内訳は町長３４８件、農業委員会１件となっています。

年度別の請求の実施機関及び所管別内訳は「表－２」のとおりとなっており、その処理内容は「表－３」のとおりです。

〔表－２〕 請求の実施機関及び所管別内訳

(単位：件)

実施機関・課名		年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
町 長	総務課		1									
	まちづくり課		6	17	2	9	9	23	31	191	291	348
	住民課											
	保健福祉課											
	産業振興課											
	都市整備課		3									
	出納室											
	町立病院											
	小 計		1	17		9	9	23	31	191	291	348
議 会			1	15								
教育委員会				1			3					
農業委員会			1			1	1		1	1	2	1
監 査 委 員												
選挙管理委員会												
公平委員会												
固定資産評価審査委員会												
総 計			12	33	2	10	13	23	32	192	293	349

〔表－３〕 処理内容の実施機関及び所管別内訳（令和５年度）

(単位：件)

実施機関・課名		文書	公開	一部公開	非公開	不存在	取下げ	存否応答拒否
町 長	まちづくり課	3 4 8	3 4 8					
	小 計	3 4 8	3 4 8					
教育委員会								
農業委員会		1	1					
総 計		3 4 9	3 4 9					

3 非公開情報の適用状況

非公開及び一部非公開として決定した事例において適用した非公開情報の状況は「表－４」のとおりです。

「表－４」非公開情報の適用状況

(単位：件)

非公開情報		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
第6条	第1号 個人情報	3	17			9					
	第2号 法令秘情報										
計		3	17			9					

(単位：件)

公開しないことができる情報		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
第7条	第1号 事業活動情報										
	第2号 公共安全維持 情報										
	第3号 国等協力関係 情報										
	第4号 意思形成過程 情報										
	第5号 行政運営情報										
計											

4 写しの作成及び送付に要する費用の収納状況

公文書の公開により写しの作成及び送付に要する費用として請求者が負担した費用の内訳は「表－５」のとおりです。

ただし、情報コーナー設置の文書や配布されている文書など一般的に公開されている文書については、公文書公開請求書の提出を求めていますので、この表には含まれておりません。

「表－５」 公開に要する費用の収納状況

(単位：円)

年度	実施機関	写しの作成費用	送付費用
H26	町 長	7 4 0	3 2 5
	議 会	1 4 0	
	農業委員会	8 5	1 4 0
H27	町 長	4 1 0	4 0 0
	議 会	7 0	1 4 0
	教育委員会	2, 2 7 0	4 3 2
H28	町 長	4 9 0	3 2 5
H29	農業委員会	1 4 0	8 5
H30	町 長	2 5 0	1 4 0
	農業委員会	8 5	1 4 0
R1	町 長	6 9 0	3 9 0
R2	町 長	9 3 0	2 1 0
	農業委員会	8 5	1 4 0
R3	町 長	3, 0 1 0	1, 1 6 0
	農業委員会	8 5	2 2 5
R4	町 長	2, 9 1 0	
	農業委員会	1 7 0	2 8 0
R5	町 長	3, 4 8 0	7 4 0
	農業委員会	8 5	1 4 0

5 不服申立ての状況

令和5年度は不服申立てがありませんでした。

6 情報公開制度における審査請求及び審査会の運営状況

南幌町情報公開・個人情報保護審査会の委員は〔表－6〕のとおりであり、令和5年度は審査会の開催がありませんでした。

〔表－6〕

審査会委員名簿（任期：令和4年1月1日から令和6年12月31日）

氏 名	役 職 等	備 考
白 倉 将 繁	会長	
金 子 隆 文	副会長	
中 鉢 須美子	民生委員児童委員	
門 田 雅 彦	民生委員児童委員	
山 崎 博	弁護士	札幌市在住

（敬称略）

【個人情報保護制度】

I 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度

行政機関等における個人情報保護制度は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする制度です。

本町では、平成13年より、「南幌町個人情報保護条例」に基づき個人情報の取扱いを行ってきましたが、各地方公共団体間での個人情報保護条例の規定と運用の相違により、施策上の不均衡・不整合などの支障が全国的な課題として生じたため、国では課題解消に向け、令和3年に「個人情報の保護に関する法律」（以下「法律」という。）の一部を改正（令和5年4月1日施行）し、個人情報の取り扱いに係る全国的な共通ルールを法律において規定しました。地方公共団体では、条例で定めることが法律上必要な事項のほか、法律の範囲内で許容される必要最小限の独自保護措置の定めが必要となり、「南幌町個人情報保護法施行条例」（以下「条例」という。）を新たに制定しています。

2 個人情報保護に係る法律及び条例の主な内容

（1）個人情報

生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日、その他の記述などにより、その情報の本人が誰であるかを特定できる情報のことで、免許証番号やマイナンバーカードなどその情報だけでも本人を識別できる「個人識別符号」も個人情報に当たります。

（2）実施機関

実施機関は、町長、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会です。

（3）地方公共団体の責務

地方公共団体は、個人の権利利益を保護するため、地方公共団体の機関、及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、実施する責務があります。

（4）個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始、変更又は廃止しようとする

るときは、あらかじめ一定の事項を町長に届け出る必要があります。

(5) 個人情報の取得

- ①実施機関は、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を取得しなければなりません。
- ②実施機関は、個人情報を取得するときは、本人に対し利用目的を明示しなければなりません。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときは利用目的を明示することなく取得することができます。

(6) 利用及び提供の制限

実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、第三者に提供することは禁止されています。

(7) 安全管理措置

実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために適切な措置を講じなければなりません。個人情報の取扱いの委託を受けた者や指定管理者も同様です。

(8) 個人情報の開示の請求

- ①何人も、実施機関に対して行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。
- ②開示請求は、本人のほか、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人も開示請求することができます。
- ③実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次に該当する場合は、開示することができません。
 - ・開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
 - ・開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- ④請求者は、本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類を提出又は提示しなければなりません。
- ⑤実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示決定等をし、請求者にその内容を書面で通知しなければなりません。

(9) 個人情報の訂正等の請求

- ①何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でない場合は、実施機関に対し訂正又は削除の請求をすることができます。
- ②実施機関は、訂正請求があった日から30日以内に、訂正決定等をし、請求者にその内容を書面で通知しなければなりません。

(10) 個人情報の利用停止の請求

- ①何人も、自己を本人とする保有個人情報が法律の規定に違反して取り扱われていると認められるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求をすることができます。
- ②実施機関は、利用停止請求があった日から３０日以内に、利用停止決定等をし、請求者にその内容を書面で通知しなければなりません。

(11) 指導及び助言

- ①地方公共団体は、地方公共団体の機関、事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができます。
- ②個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができます。

(12) 情報公開・個人情報保護審査会への諮問

実施機関の開示請求、訂正等及び利用停止の請求に対する決定に対して不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てができますが、この不服申立てがあった場合に、実施機関からの諮問を受けて、事案を調査審議し、実施機関の決定の当否について答申する附属機関として学識経験者等で構成する「南幌町情報公開・個人情報保護審査会」を設置しています。

(13) 苦情の申出の処理

実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速処理を図るために必要な措置を講じなければなりません。

(14) 罰則

実施機関の職員若しくは職員であった者等に個人情報の適正な取扱いの確保を担保するとともに、町政に対する町民の信頼を確保するため、罰則規定を設けています。

Ⅱ 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の届出状況

条例第3条の規定により、実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止しようとするときは、町長に届け出ることとされています。

届出事項は、個人情報取扱事務の名称、個人情報取扱事務の目的、個人情報取扱事務を所掌する組織の名称、個人情報の対象者の範囲、個人情報の記録項目等条例及び規則で規定している項目となっています。

個人情報を取り扱う事務の件数は、令和6年3月31日現在で203件となっています。

個人情報取扱事務の各所管別の届出状況は、〔表－1〕のとおりです。

2 開示請求等の件数及び処理内容

法律及び条例では、実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

年度別の開示請求の件数及び処理内容は〔表－2〕のとおりです。

〔表－1〕 個人情報取扱事務届出状況

(単位：件)

実施機関名	R5. 3. 31 現在届出事務件数	令和5年度届出件数				R6. 3. 31 現在届出事務件数
		開始	変更	廃止	計	
町 長	175					184
総務課	8					8
まちづくり課	18	1				19
住民課	62					62
保健福祉課	45	7				52
産業振興課	25	1				26
都市整備課	16					16
出納室						
町立病院	1					1
議 会						

教育委員会	14					14
農業委員会	3					3
監査委員						
選挙管理委員会	2					2
公平委員会						
固定資産評価審査委員会						
総計	194	9				203

〔表－２〕 年度別開示請求の件数及び処理内容

(単位：件)

年度	請求 件数	処理内容					開示率 (%)
		開示	一部 開示	非開示	不存在	取下げ	
H26	1		1				100.0
H27							
H28							
H29							
H30							
R1							
R2							
R3							
R4							
R5	1		1				100.0

※ 開示率とは、(開示件数＋一部開示件数) ÷ (開示件数＋一部開示件数＋非開示件数) × 100 となっています。

3 個人情報保護制度における審査請求及び審査会の運営状況

法律及び条例では、個人情報の開示、訂正等及び利用停止に対する決定について不服申立てがあった場合に、実施機関からの諮問の内容を調査審議し、個人情報保護制度の公正かつ公平な運用を確保するため、南幌町情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

南幌町情報公開・個人情報保護審査会の委員は〔表－３〕のとおりであり、令和５年度は審査会の開催がありませんでした。

〔表－３〕

審査会委員名簿（任期：令和４年１月１日から令和６年１２月３１日）

氏 名	役 職 等	備 考
白 倉 将 繁	会長	
金 子 隆 文	副会長	
中 鉢 須美子	民生委員児童委員	
門 田 雅 彦	民生委員児童委員	
山 崎 博	弁護士	札幌市在住

（敬称略）

南幌町の情報公開・個人情報保護

令和5年度運用状況報告書

発行年月 令和6年6月

発行・編集 南幌町役場 総務課 総務係
〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号
TEL(011)378-2121 FAX(011)378-2131